

2023 年 5 月 31 日

法定相続人開示における確認書類一部変更のお知らせ

法定相続人開示においてご用意いただく確認書類の一部について、お寄せいただいたお客様の声を踏まえ、2023 年 5 月 31 日（水）より以下の通り変更いたします。

1. 確認書類の変更内容

現在、ご用意いただいている「法定相続情報一覧図の写し」のほか、以下(2)の書類でも受付させていただくよう変更いたします。

変更前	変更後
法定相続情報 一覧図の写し	(1) 法定相続情報一覧図の写し
	(2) ①申込者（法定相続人）と開示対象者（被相続人）との続柄が記載されている作成日より 3 ヶ月以内の <u>戸籍謄抄本の原本</u> ②申込者（法定相続人）の相続順位までが確認できる <u>相続関係説明図（系図）</u> ※手書き可 ※申込者が被相続人の「配偶者」または「子」の場合は不要 ③被相続人が亡くなったことを証明する作成日より 3 ヶ月以内の <u>除籍された戸籍謄抄本の原本や死亡診断書等のコピー</u>

2. 変更日

2023 年 5 月 31 日（水）

※詳細につきましては、下記ホームページにてご案内しております。

https://www.cic.co.jp/mydata/mailling/index.html?tab=env_tab4

以上